

# 別冊 社会福祉施設の施設基準等に関する条例毎の基準一覧

## 目次

骨子案

番号	条例名（仮称）	ページ
1	児童福祉施設の設備及び運営に関する条例	1
2	養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	11
3	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	13
4	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例	21
5	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例	25
6	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する条例	31
7	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例	35
8	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例	49
9	軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例	65
10	指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例	67
11	指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する条例	73
12	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例	77
13	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する条例	89
14	地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例	91
15	福祉ホームの設備及び運営に関する条例	93
16	障害者支援施設の設備及び運営に関する条例	95
17	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例	97
18	医療法の施行に関する人員及び施設等の一部に関する基準等を定める条例	103
19	食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例	105
20	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(既存)※1	107
21	婦人保護施設の設備及び運営に関する条例	113
22	授産施設の設備及び運営に関する条例	115
23	保護施設の設備及び運営に関する条例	117

# 1 骨子案（児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（仮称））

## 【総則】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任方法	本県の考え方
最低基準の目的(第2条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」、「人権擁護・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
最低基準の向上(第3条)	参酌すべき基準	
最低基準と児童福祉施設(第4条)	参酌すべき基準	
児童福祉施設の一般原則(第5条)	参酌すべき基準	
児童福祉施設と非常災害(第6条)	参酌すべき基準	
児童福祉施設における職員の一般的要件(第7条)	参酌すべき基準	
児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等(第7条の2)	参酌すべき基準	
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準(第8条)	参酌すべき基準	
入所した者を平等に取り扱う原則(第9条)	従うべき基準	
虐待等の禁止(第9条の2)	従うべき基準	
懲戒に係る権限の濫用禁止(第9条の3)	従うべき基準	
衛生管理等(第10条)	参酌すべき基準	
食事(第11条)	従うべき基準	
入所した者及び職員の健康診断(第12条)	参酌すべき基準	
児童福祉施設内部の規程(第13条)	参酌すべき基準	
児童福祉施設に備える帳簿(第14条)	参酌すべき基準	
秘密保持等(第14条の2)	従うべき基準	
苦情への対応(第14条の3)	参酌すべき基準	
大都市等の特例(第14条の4)	参酌すべき基準	

## 【助産施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任方法	本県の考え方
種類(第15条) ○第一種助産施設（病院、診療所） ○第二種助産施設（助産所）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
入所させる妊産婦(第16条)	参酌すべき基準	
第二種助産施設の職員(第17条) ○医療法に規定する職員 ○専任（嘱託）の助産師：1名以上	従うべき基準	
第二種助産施設と異常分べん(第18条)	参酌すべき基準	

## 【乳児院】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
設備の基準(第19条) ○乳幼児10人未満を入所させる施設を除く乳児院 ・寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所 ・寝室の面積：2.47㎡以上/人 ・観察室の面積：1.65㎡以上/人	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
設備の基準(第20条) ○乳幼児10人未満を入所させる乳児院 ・養育専用室、相談室 ・養育専用室の面積：9.91㎡以上/1室、2.47㎡以上/人	従うべき基準	
職員(第21条) ○乳幼児10人未満を入所させる施設を除く乳児院 ・医師(嘱託医)、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員(調理業務全部を委託する施設は置かないことができる)、心理療法担当職員(乳幼児、保護者10人以上に心理療法を行う場合) ○看護師(保育士または児童指導員)の数 ・2歳未満児1.6人につき1人以上 ・2歳児2人につき1人以上 ・3歳以上児4人につき1人以上 ・合計7人以上	従うべき基準	
職員(第22条) ○乳幼児10人未満を入所させる乳児院 ・嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員 ○看護師(保育士または児童指導員)の数 ・7人以上	従うべき基準	
乳児院の長の資格等(第22条の2)	従うべき基準	
乳児院における養育(第23条)	参酌すべき基準	
乳児の観察(第24条)	参酌すべき基準	
自立支援計画の策定(第24条の2)	参酌すべき基準	
業務の質の評価等(第24条の3)	参酌すべき基準	
関係機関との連携(第25条)	参酌すべき基準	

【母子生活支援施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
<p>設備の基準(第26条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子室(調理設備、浴室、便所含む)、集会・学習室、相談室、保育所に準ずる設備(付近の保育所等が利用できない場合)、静養室(乳幼児を入所させる施設)、医務室(乳幼児30人以上を入所させる施設)</li> <li>・母子室:1室以上/世帯、30㎡以上</li> </ul>	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
<p>職員(第27条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子支援員、嘱託医、少年指導員、調理員、心理療法担当職員(母子10人以上に心理療法を行う場合)、<u>個別対応職員(配偶者からの暴力を受けた母子等に個別に特別な支援を行う場合)</u></li> <li>・母子支援員: <ul style="list-style-type: none"> <li><u>1人以上(10世帯未満を入所させる施設)</u></li> <li><u>2人以上(10世帯以上を入所させる施設)</u></li> <li><u>3人以上(20世帯以上を入所させる施設)</u></li> </ul> </li> <li>・少年指導員: <ul style="list-style-type: none"> <li>1人以上(20世帯未満を入所させる施設)</li> <li>2人以上(20世帯以上を入所させる施設)</li> </ul> </li> </ul>	従うべき基準	
母子生活支援施設の長の資格等(第27条の2)	従うべき基準	
母子支援員の資格(第28条)	従うべき基準	
生活支援(第29条)	参酌すべき基準	
自立支援計画の策定(第29条の2)	参酌すべき基準	
業務の質の評価等(第29条の3)	参酌すべき基準	
<p>保育所に準ずる設備(第30条)</p> <p>○保育所に準ずる設備を設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所に関する規定を準用</li> </ul> <p>○保育士の数:乳幼児30人につき1人以上(最低1人)</p>	従うべき基準	
関係機関との連携(第31条)	参酌すべき基準	

## 【保育所】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
設備の基準(第32条第1号、2号、3号、5号及び6号) ①0、1歳児を入所させる保育所 ・乳児室又はほふく室、調理室 ・医務室、便所 ・乳児室の面積：1.65㎡以上/人 ・ほふく室の面積：3.3㎡以上/人 ②2歳以上児を入所させる保育所 ・保育室又は遊戯室 ・屋外遊戯場、便所 ・調理室 ・保育室及び遊戯室の面積：1.98㎡以上/人 ・屋外遊戯場の面積：3.3㎡以上/人	従うべき基準 参酌すべき基準 従うべき基準 従うべき基準 従うべき基準 参酌すべき基準 従うべき基準 参酌すべき基準 従うべき基準 参酌すべき基準	乳児室又はほふく室については、平成23年10月28日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から、その面積基準の取扱いに関する留意事項について通知が発出されたことを踏まえ、当該通知の内容を反映させたい。 (案) 乳児室の面積は、ほふくをしない乳児又は満2歳に満たない幼児一人につき、1.65平方メートル以上であること、ほふく室の面積は、ほふくをする乳児又は満2歳に満たない幼児一人につき、3.3平方メートル以上であること。
設備の基準(第32条第4号、7号及び8号)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
保育所の設備の基準の特例(第32条の2)	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
職員(第33条)	従うべき基準	地域の実情に応じ、既に現行の最低基準を上回る基準で保育士を配置し、保育を実施している市町もあるが、県内全市町において実施されているわけではないため、現在の国の基準を用いて、本県の基準としたい。
保育時間(第34条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
保育の内容(第35条)	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
保護者との連絡(第36条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
公正な選考 (第 36 条の 2)	参酌すべき基準	
利用料 (第 36 条の 3)	参酌すべき基準	
特例幼保連携保育所の特例 (附則第 94 条) ・ 保育室又は遊戯室の面積に関する特例 ・ 屋外遊戯場の面積に関する特例 ・ 保育士に関する特例	従うべき基準 参酌すべき基準 従うべき基準	
経過措置 (附則)	従うべき基準	

### 【児童厚生施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
設備の基準 (第 37 条) ① 児童遊園等屋外の児童厚生施設に設置を義務付ける設備 ・ 広場 ・ 遊具 ・ 便所 ② 児童館等屋内の児童厚生施設に設置を義務付ける設備 ・ 集会室 ・ 遊戯室 ・ 図書室 ・ 便所	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
職員 (第 38 条) ・ 児童の遊びを指導する者 (資格要件あり)	従うべき基準	
遊びの指導を行うに当たって順守すべき事項 (第 39 条)	従うべき基準	
保護者との連絡 (第 40 条)	従うべき基準	

### 【児童養護施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
設備の基準 (第 41 条) ・ 居室、相談室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室 (児童 30 人以上を入所させる施設) ・ 居室定員 ・ 居室面積 ・ 児童の年齢に応じて男女の居室を分けること ・ 便所は男女別にすること (少数の児童を対象として設ける場合を除く) ・ 入所児童の年齢、適性等に応じ、職業指導設備を設けること	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
職員(第42条) ・児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、 家庭支援専門相談員、栄養士(児童40人以下を 入所させる施設は置かないことができる)、調 理員(調理業務全部を委託する施設は置かない ことができる)、看護師(乳児が入所している 場合)、心理療法担当職員(児童10人以上に心 理療法を行う場合)、職業指導員(実習設備を 設けて職業指導を行う場合) ○児童指導員、保育士の総数 ○看護師の数	従うべき基準	
児童養護施設の長の資格等(第42条の2)	従うべき基準	
児童指導員の資格(第43条)	従うべき基準	
養護(第44条)	参酌すべき基準	
生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整 (第45条)	参酌すべき基準	
自立支援計画の策定(第45条の2)	参酌すべき基準	
業務の質の評価等(第45条の3)	参酌すべき基準	
児童と起居を共にする職員(第46条)	参酌すべき基準	
関係機関との連携(第47条)	参酌すべき基準	

### 【福祉型障害児入所施設】

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準 (厚生労働省令63号)	条例への 委任方法	本県の考え方
設備の基準(第48条) 第1号(居室及び調理室に係る部分に限る。)及び 第7号(面積に係る部分に限る。) その他の規定	従うべき基準  参酌すべき基準	本県の実情に、省令の 基準と異なる、あるい は上回る基準とすべ き事情、特性はないこ とから、省令の基準を 用いて、本県の基準と したい。
職員(第49条)	従うべき基準	
生活指導及び学習指導(第50条)	参酌すべき基準	
職業指導を行うに当たって遵守すべき事項(第51条)	参酌すべき基準	
入所支援計画の作成(第52条)	参酌すべき基準	
児童と起居を共にする職員(第53条)	参酌すべき基準	
保護者等との連絡(第54条)	参酌すべき基準	
心理学的及び精神医学的診査(第55条)	参酌すべき基準	
入所した児童に対する健康診断(第56条)	参酌すべき基準	

【医療型障害児入所施設】

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令63号)	条例への委任方法	本県の考え方
設備の基準(第57条) 第1号(病室及び給食施設に係る部分に限る。) その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
職員(第58条)	従うべき基準	
心理学的及び精神医学的診査(第59条)	参酌すべき基準	
入所した児童に対する健康診断(第60条)	参酌すべき基準	
児童と起居を共にする職員(第61条)	参酌すべき基準	

【福祉型児童発達支援センター】

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令63号)	条例への委任方法	本県の考え方
設備の基準(第62条) 第1号(指導訓練室、遊戯室及び調理室に係る部分に限る。)、第2号(面積に係る部分に限る。)、 第3号及び第6号(調理室に係る部分に限る。) その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
職員(第63条)	従うべき基準	
生活指導及び計画の作成(第64条)	参酌すべき基準	
保護者等との連絡(第65条)	参酌すべき基準	
入所した児童に対する健康診断(第66条)	参酌すべき基準	
心理学的及び精神医学的診査(第67条)	参酌すべき基準	

【医療型児童発達支援センター】

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令63号)	条例への委任方法	本県の考え方
設備の基準(第68条) 第1号(病室及び調理室に係る部分に限る。) その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
職員(第69条)	従うべき基準	
入所した児童に対する健康診断(第70条)	参酌すべき基準	
生活指導等(第71条)	参酌すべき基準	



### 【情緒障害児短期治療施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
<b>設備の基準(第74条)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所</li> <li>・居室定員</li> <li>・居室面積</li> <li>・居室は男女別にすること</li> <li>・便所は男女別にすること(少数の児童を対象として設ける場合を除く)</li> </ul>	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
<b>職員(第75条)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員(調理業務の全部を委託する施設は置かないことができる)</li> <li>・心理療法担当職員の数</li> <li>・児童指導員、保育士の総数</li> </ul>	従うべき基準	
情緒障害児短期治療施設の長の資格等(第75条の2)	従うべき基準	
心理療法、生活指導及び家庭環境の調整(第76条) 自立支援計画の策定(第76条の2)	参酌すべき基準	
児童と起居を共にする職員(第77条)	参酌すべき基準	
関係機関との連携(第78条)	参酌すべき基準	

### 【児童自立支援施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
<b>設備の基準(第79条)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学科指導設備(小・中学校、特別支援学校の設備設置基準に関する学校教育法の規定を準用。学科指導を行わない場合を除く)</li> <li>・それ以外の設備は第41条(第2号ただし書を除く)の規定を準用する。</li> <li>・居室は男女別にすること</li> </ul>	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
<b>職員(第80条)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、精神科医(嘱託医)、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士(児童40人以下を入所させる施設は置かないことができる)、調理員(調理業務全部を委託する施設は置かないことができる)、心理療法担当職員(児童10人以上に心理療法を行う場合)、</li> </ul>	従うべき基準	

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
職業指導員（実習設備を設けて職業指導を行う場合） ・児童自立支援専門員、児童生活支援委員の総数		
児童自立支援施設の長の資格等(第81条)	従うべき基準	
児童自立支援専門員の資格(第82条)	従うべき基準	
児童生活支援員の資格(第83条)	従うべき基準	
生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整(第84条)	参酌すべき基準	
自立支援計画の策定(第84条の2)	参酌すべき基準	
児童と起居を共にする職員(第85条)	参酌すべき基準	
関係機関との連携(第87条)	参酌すべき基準	
心理学的及び精神医学的診査等(第88条)	参酌すべき基準	

### 【児童家庭支援センター】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
設備の基準(第88条の2) ・相談室	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
職員(第88条の3) ・児童福祉法第44条の2第1項に規定する業務を担当する職員	従うべき基準	
支援を行うに当たって遵守すべき事項(第88条の4)	参酌すべき基準	



## 2 骨子案（養護老人ホームの設備及び運営に関する条例（仮称））

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この省令の趣旨（第1条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第2条）	参酌すべき基準	
構造設備の一般原則（第3条）	参酌すべき基準	
設備の専用（第4条）	参酌すべき基準	
職員の資格要件（第5条）	従うべき基準	
職員の専従（第6条）	従うべき基準	
運営規程（第7条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第8条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第9条）	参酌すべき基準	
規模（第10条）	標準とする基準	
設備の基準（第11条（第3項第1項・第4項第1号口を除く。））	参酌すべき基準	
設備の基準（第11条第3項第1項・第4項第1号口）	従うべき基準	
職員の配置の基準（第12条）	従うべき基準	
居室の定員（第13条）	参酌すべき基準	
入退所（第14条）	参酌すべき基準	
処遇計画（第15条）	参酌すべき基準	
処遇の方針（第16条第1項～第3項）	参酌すべき基準	
処遇の方針（第16条第4項・第5号）	従うべき基準	
食事（第17条）	参酌すべき基準	
生活相談等（第18条）	参酌すべき基準	
居宅サービス等の利用（第19条）	参酌すべき基準	
健康管理（第20条）	参酌すべき基準	
施設長の責務（第21条）	参酌すべき基準	
生活相談員の責務（第22条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第23条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第24条）	参酌すべき基準	
協力病院等（第25条）	参酌すべき基準	
秘密保持等（第26条）	従うべき基準	
苦情への対応（第27条）	参酌すべき基準	
地域との連携等（第28条）	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応（第29条）	従うべき基準	

※「人権擁護・虐待防止研修等」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律で既に規定されている。



### 3 骨子案（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例（仮称））

#### 【総則】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任方法	本県の考え方
この省令の趣旨（第1条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

#### 【基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針（第2条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
構造設備の一般原則（第3条）	参酌すべき基準	
設備の専用（第4条）	参酌すべき基準	
職員の資格要件（第5条）	従うべき基準	
職員の専従（第6条）	従うべき基準	
運営規程（第7条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第8条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第9条）	参酌すべき基準	
設備の基準（第11条（第3項第1号・第4項第1号ハを除く。）） ・特別養護老人ホームの設備 一 居室 二 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。） 三 食堂 四 浴室 五 洗面設備 六 便所 七 医務室 八 調理室 九 介護職員室 十 看護職員室 十一 機能訓練室	参酌すべき基準	国からの通知文書において宿直員の配置が義務付けられており、宿直室が必要となりますが、省令には記載がないため、設備基準として明記します。 (案) 一 居室 二 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。） 三 食堂

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
<p>十二 面談室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>・居室定員の基準 一の居室の定員は、<u>一人</u>以下とすること。</p>		<p>四 浴室 五 洗面設備 六 便所 七 医務室 八 調理室 九 介護職員室 十 看護職員室 十一 機能訓練室 十二 面談室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室、<u>宿直室</u>その他の運営上必要な設備</p> <p>ユニット型施設の整備を基本としますが、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上うえで、従来型施設を整備することも可能とするため、省令と異なる基準を定めます。</p> <p>(案) 一の居室の定員は、<u>四人</u>以下とすること。</p>
設備の基準 (第 11 条第 3 項第 1 号・第 4 項第 1 号ハ)	従うべき基準	<p>本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。</p>
職員の配置の基準 (第 12 条)	従うべき基準	
サービス提供困難時の対応 (第 12 条の 2)	参酌すべき基準	
入退所 (第 13 条)	参酌すべき基準	
入所者の処遇に関する計画 (第 14 条)	参酌すべき基準	
処遇の方針 (第 15 条第 1 項～第 3 項・第 6 項)	参酌すべき基準	

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
処遇の方針 (第 15 条第 4 項・第 5 号)	従うべき基準	
介護 (第 16 条第 1 項～第 6 項)	参酌すべき基準	
介護 (第 16 条第 7 項・第 8 項)	従うべき基準	
食事 (第 17 条)	参酌すべき基準	
相談及び援助 (第 18 条)	参酌すべき基準	
社会生活上の便宜の提供等 (第 19 条)	参酌すべき基準	
機能訓練 (第 20 条)	参酌すべき基準	
健康管理 (第 21 条)	参酌すべき基準	
入所者の入院期間中の取扱い (第 22 条)	従うべき基準	
施設長の責務 (第 23 条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等 (第 24 条)	参酌すべき基準	
定員の遵守 (第 25 条)	参酌すべき基準	
衛生管理等 (第 26 条)	参酌すべき基準	
協力病院等 (第 27 条)	参酌すべき基準	
秘密保持等 (第 28 条)	従うべき基準	
苦情処理 (第 29 条)	参酌すべき基準	
地域との連携等 (第 30 条)	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応 (第 31 条)	従うべき基準	

#### 【ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準】

特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する 基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
この章の趣旨 (第 32 条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の 基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき 事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針 (第 33 条)	参酌すべき基準	
運営規程 (第 34 条)	参酌すべき基準	
設備の基準 (第 35 条 (第 4 項第 1 号イ (4) (床面積 の規定を除く。))) ・ユニット型特別養護老人ホームの設備基準 一 ユニット 二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯場	参酌すべき基準	国からの通知文書において宿直員の配置が義務付けられており、宿直室が必要となりますが、省令には記載がないため、設備基準として明記します。 (案)



特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
六 汚物処理室 七 介護材料室 八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備		一 ユニット 二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯場 六 汚物処理室 七 介護材料室 八 前各号に掲げるもののほか、事務室、 <u>宿直室</u> その他の運営上必要な設備
設備の基準（第35条第4項第1号イ(4)（床面積の規定に限る。））	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
サービスの取扱方針（第36条第1項～第5号・第8項）	参酌すべき基準	
サービスの取扱方針（第36条第6項・第7項）	従うべき基準	
介護（第37条第1項～第7項）	参酌すべき基準	
介護（第37条第8項・第9項）	従うべき基準	
食事（第38条）	参酌すべき基準	
社会生活上の便宜の提供等（第39条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第40条第1項・第4項）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第40条第2項・第3項）	従うべき基準	
定員の遵守（第41条）	参酌すべき基準	
準用（第42条） ただし同条において準用する第5条、第6条、第22条、第28条、第31条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

**【地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準】**

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この章の趣旨（第54条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
<p>設備の基準（第55条（第3項第1号・第4項第1号ハを除く。））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホームの設備</li> <li>一 居室</li> <li>二 静養室</li> <li>三 食堂</li> <li>四 浴室</li> <li>五 洗面設備</li> <li>六 便所</li> <li>七 医務室</li> <li>八 調理室</li> <li>九 介護職員室</li> <li>十 看護職員室</li> <li>十一 機能訓練室</li> <li>十二 面談室</li> <li>十三 洗濯室又は洗濯場</li> <li>十四 汚物処理室</li> <li>十五 介護材料室</li> <li>十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</li> </ul> <p>・居室定員の基準</p> <p>一の居室の定員は、<u>一人</u>以下とすること。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国からの通知文書において宿直員の配置が義務付けられており、宿直室が必要となりますが、省令には記載がないため、設備基準として明記します。</p> <p>(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 居室</li> <li>二 静養室</li> <li>三 食堂</li> <li>四 浴室</li> <li>五 洗面設備</li> <li>六 便所</li> <li>七 医務室</li> <li>八 調理室</li> <li>九 介護職員室</li> <li>十 看護職員室</li> <li>十一 機能訓練室</li> <li>十二 面談室</li> <li>十三 洗濯室又は洗濯場</li> <li>十四 汚物処理室</li> <li>十五 介護材料室</li> <li>十六 前各号に掲げるもののほか、事務室、<u>宿直室</u>その他の運営上必要な設備</li> </ul> <p>ユニット型施設の整備を基本としますが、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上うえで、従来型施設を整備することも可能とするため、省令と異なる基準を定めま</p>

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
		す。 (案) 一の居室の定員は、 <u>四</u> 人以下とすること。
設備の基準 (第 55 条第 3 項第 1 号・第 4 項第 1 号 ハ)	従うべき基準	本県の実情に、省令の 基準と異なる、あるい は上回る基準とすべき 事情、特殊性はないこ とから本県の基準とし たい。
職員の配置の基準 (第 56 条第 1 項～第 12 項・第 14 項)	従うべき基準	
職員の配置の基準 (第 56 条第 13 項)	標準とする基準	
介護 (第 57 条第 1 項～第 6 項)	参酌すべき基準	
介護 (第 57 条第 7 項・第 8 項)	従うべき基準	
地域との連携等 (第 58 条)	参酌すべき基準	
準用 (第 59 条) ただし同条において準用する第 5 条、第 6 条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

【ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準】

特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する 基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
この章の趣旨 (第 60 条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の 基準と異なる、あるい は上回る基準とすべき 事情、特殊性はないこ とから本県の基準とし たい。
設備の基準 (第 61 条 (第 4 項第 1 号イ (4) (床面積 の規定を除く。))) ・ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備 基準 一 ユニット 二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯場 六 汚物処理室 七 介護材料室 八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の 運営上必要な設備	参酌すべき基準	国からの通知文書にお いて宿直員の配置が義 務付けられており、宿 直室が必要となります が、省令には記載がな いため、設備基準とし て明記します。 (案) 一 ユニット 二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯

特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
		場 六 汚物処理室 七 介護材料室 八 前各号に掲げるもののほか、事務室、 <u>宿直室</u> その他の運営上必要な設備
設備の基準（第 61 条第 4 項第 1 号イ (4)（床面積の規定に限る。）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき
介護（第 62 条第 1 項～第 7 項）	参酌すべき基準	事情、特殊性はないこと
介護（第 62 条第 8 項・第 9 項）	従うべき基準	ことから本県の基準としたい。
準用（第 63 条）ただし同条において準用する第 5 条、第 6 条、第 40 条第 2 項及び第 3 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

※「人権擁護・虐待防止研修等」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律で既に規定されている。



#### 4 骨子案（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例（仮称））

##### 【基本方針】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第1条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

##### 【人員に関する基準】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
従業者の員数（第2条）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

##### 【設備に関する基準】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
設備（第3条（第1項第1号ロを除く。）） ・居室定員の基準 一の居室の定員は、 <u>一人</u> 以下とすること。	参酌すべき基準	ユニット型施設の整備を基本としますが、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上うえで、従来型施設を整備することも可能とするため、省令と異なる基準を定めます。 (案) 一の居室の定員は、 <u>四人</u> 以下とすること。
設備（第3条第1項第1号ロ）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

【運営に関する基準】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
内容及び手続の説明及び同意（第4条第1項）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
内容及び手続の説明及び同意（第4条第2項～第6項）	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第4条の2）	従うべき基準	
サービス提供困難時の対応（第4条の3）	参酌すべき基準	
受給資格等の確認（第5条）	参酌すべき基準	
要介護認定の申請に係る援助（第6条）	参酌すべき基準	
入退所（第7条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第8条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第9条）	参酌すべき基準	
保険給付の請求のための証明書の交付（第10条）	参酌すべき基準	
指定介護福祉施設サービスの取扱方針（第11条第1項～第3項・第6項）	参酌すべき基準	
指定介護福祉施設サービスの取扱方針（第11条第4項・第5項）	従うべき基準	
施設サービス計画の作成（第12条）	参酌すべき基準	
介護（第13条第1項～第6項）	参酌すべき基準	
介護（第13条第7項・第8項）	従うべき基準	
食事（第14条）	参酌すべき基準	
相談及び援助（第15条）	参酌すべき基準	
社会生活上の便宜の提供等（第16条）	参酌すべき基準	
機能訓練（第17条）	参酌すべき基準	
健康管理（第18条）	参酌すべき基準	
入所者の入院期間中の取扱い（第19条）	従うべき基準	
入所者に関する市町村への通知（第20条）	参酌すべき基準	
管理者による管理（第21条）	従うべき基準	
管理者の責務（第22条）	参酌すべき基準	
計画担当介護支援専門員の責務（第22条の2）	参酌すべき基準	
運営規程（第23条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第24条）	参酌すべき基準	
定員の遵守（第25条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第26条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第27条）	参酌すべき基準	
協力病院等（第28条）	参酌すべき基準	

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
掲示（第 29 条）	参酌すべき基準	
秘密保持等（第 30 条）	従うべき基準	
広告（第 31 条）	参酌すべき基準	
居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第 32 条）	参酌すべき基準	
苦情処理（第 33 条）	参酌すべき基準	
地域との連携等（第 34 条）	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応（第 35 条）	従うべき基準	
会計の区分（第 36 条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第 37 条）	参酌すべき基準	

### 【ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この章の趣旨（第 38 条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第 39 条）	参酌すべき基準	
設備（第 40 条（第 1 項第 1 号イ（3）（床面積の規定を除く。）））	参酌すべき基準	
設備（第 40 条第 1 項第 1 号イ（3）（床面積の規定に限る。）	従うべき基準	
利用料等の受領（第 41 条）	参酌すべき基準	
指定介護福祉施設サービスの取扱方針（第 42 条第 1 項～第 5 項・第 8 項）	参酌すべき基準	
指定介護福祉施設サービスの取扱方針（第 42 条第 6 項・第 7 項）	従うべき基準	
介護（第 43 条第 1 項～第 7 項）	参酌すべき基準	
介護（第 43 条第 8 項・第 9 項）	従うべき基準	
食事（第 44 条）	参酌すべき基準	
社会生活上の便宜の提供等（第 45 条）	参酌すべき基準	
運営規程（第 46 条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第 47 条第 1 項・第 4 項）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第 47 条第 2 項・第 3 項）	従うべき基準	
定員の遵守（第 48 条）	参酌すべき基準	
準用（第 49 条） ただし同条において準用する第 4 条第 1 項、第 4 条の 2、第 19 条、第 21 条、第 30 条、第 35 条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	



【改正介護保険法により条例委任を受けて追加する事項】

改正前介護保険法	改正後介護保険法	本県の考え方
<p>・指定介護老人福祉施設の入所定員 第48条第1項第1号の指定は、厚生労働省令で定めることにより、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が三十人以上であるものの開設者の申請があったものについて行う。</p>	<p>第48条第1項第1号の指定は、厚生労働省令で定めることにより、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、<u>その入所定員が三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。</u></p>	<p>本県の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、改正前の介護保険法で規定されていた基準を本県の基準としたい。</p> <p>(案) <u>指定介護老人福祉施設の入所定員は三十人以上とする。</u></p>

※「人権擁護・虐待防止研修等」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律で既に規定されている。

## 5 骨子案（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例（仮称））

### 【基本方針】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第1条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

### 【人員に関する基準】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
従業者の員数（第2条）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

### 【設備に関する基準】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
厚生労働省令で定める施設（第3条） ・介護老人保健施設の設備 一 療養室 二 診察室 三 機能訓練室 四 談話室 五 食堂 六 浴室 七 レクリエーション・ルーム 八 洗面所 九 便所 十 サービス・ステーション 十一 調理室 十二 洗濯室又は洗濯場 十三 汚物処理室	参酌すべき基準	介護老人保健施設において、介護材料室は必須な施設であることから設置を明記します。また、薬剤師の設置が必要な場合には、薬剤師法で定められている調剤所の設置が必須であるため、その旨の基準を明記します。事務室についても同様に運営上、必要と考えられるため明記します。 (案) 一 療養室 二 診察室 三 機能訓練室

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
		四 談話室 五 食堂 六 浴室 七 レクリエーション・ルーム 八 洗面所 九 便所 十 サービス・ステーション 十一 調理室 十二 洗濯室又は洗濯場 十三 汚物処理室 十四 介護材料室 十五 前各号に掲げるもののほか、調剤所、事務室その他の運営上必要な設備
構造設備の基準（第4条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

### 【運営に関する基準】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
内容及び手続の説明及び同意（第5条第1項）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
内容及び手続の説明及び同意（第5条第2項～第6項）	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第5条の2）	従うべき基準	
サービス提供困難時の対応（第5条の3）	参酌すべき基準	
受給資格等の確認（第6条）	参酌すべき基準	
要介護認定の申請に係る援助（第7条）	参酌すべき基準	
入退所（第8条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第9条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第11条）	参酌すべき基準	
保険給付の請求のための証明書の交付（第12条）	参酌すべき基準	

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
介護保健施設サービスの取扱方針（第13条第1項～第3項、第6項）	参酌すべき基準	
介護保健施設サービスの取扱方針（第13条第4項・第5項）	従うべき基準	
施設サービス計画の作成（第14条）	参酌すべき基準	
診療の方針（第15条）	従うべき基準	
必要な医療の提供が困難な場合等の措置等（第16条）	参酌すべき基準	
機能訓練（第17条）	参酌すべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護（第18条）	参酌すべき基準	
食事の提供（第19条）	参酌すべき基準	
相談及び援助（第20条）	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供（第21条）	参酌すべき基準	
入所者に関する市町村への通知（第22条）	参酌すべき基準	
管理者による管理（第23条）	従うべき基準	
管理者の責務（第24条）	参酌すべき基準	
計画担当介護支援専門員の責務（第24条の2）	参酌すべき基準	
運営規程（第25条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第26条）	参酌すべき基準	
定員の遵守（第27条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第28条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第29条）	参酌すべき基準	
協力病院（第30条）	参酌すべき基準	
掲示（第31条）	参酌すべき基準	
秘密保持等（第32条）	従うべき基準	
居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第33条）	参酌すべき基準	
苦情処理（第34条）	参酌すべき基準	
地域との連携等（第35条）	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応（第36条）	従うべき基準	
会計の区分（第37条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第38条）	参酌すべき基準	

【ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この章の趣旨（第39条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第40条）	参酌すべき基準	
<p>厚生労働省令で定める施設（第41条）</p> <p>・ユニット型介護老人保健施設の施設</p> <p>一 ユニット</p> <p>二 診察室</p> <p>三 機能訓練室</p> <p>四 浴室</p> <p>五 サービス・ステーション</p> <p>六 調理室</p> <p>七 洗濯室又は洗濯場</p> <p>八 汚物処理室</p>	参酌すべき基準	<p>介護老人保健施設において、介護材料室は必須な施設であることから設置を明記します。また、薬剤師の設置が必要な場合には、薬剤師法で定められている調剤所の設置が必須であるため、その旨の基準を明記します。事務室についても同様に運営上、必要と考えられるため明記します。</p> <p>（案）</p> <p>一 ユニット</p> <p>二 診察室</p> <p>三 機能訓練室</p> <p>四 浴室</p> <p>五 サービス・ステーション</p> <p>六 調理室</p> <p>七 洗濯室又は洗濯場</p> <p>八 汚物処理室</p> <p>九 介護材料室</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、調剤所、事務室その他の運営上必要な設備</p>
利用料等の受領（第42条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
介護保健施設サービスの取扱方針（第43条第1項～第5項・第8項）	参酌すべき基準	
介護保健施設サービスの取扱方針（第43条第6項・第7項）	従うべき基準	

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
看護及び医学的管理の下における介護（第44条）	参酌すべき基準	
食事（第45条）	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供（第46条）	参酌すべき基準	
運営規程（第47条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第48条第1項・第4項）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第48条第2項・第3項）	従うべき基準	
定員の遵守（第49条）	参酌すべき基準	
準用（第50条） ただし同条において準用する第5条第1項、第5条の2、第15条、第23条、第32条、第36条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

※「人権擁護・虐待防止研修等」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律で既に規定されている。



## 6. 骨子案（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する条例（仮称））

### 【基本方針】

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第1条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

### 【人員に関する基準】

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
従業者の員数（第2条）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

### 【設備に関する基準】

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
構造設備（第3条（第2項第2号を除く。））	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
構造設備（第3条第2項第2号）	従うべき基準	
構造設備（第4条（第2項第2号を除く。））	参酌すべき基準	
構造設備（第4条第2項第2号）	従うべき基準	
構造設備（第5条（第2項第2号を除く。））	参酌すべき基準	
構造設備（第5条第2項第2号）	従うべき基準	

### 【運営に関する基準】

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
内容及び手続の説明及び同意（第6条第1項）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
内容及び手続の説明及び同意（第6条第2項～第6項）	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第6条の2）	従うべき基準	
サービス提供困難時の対応（第6条の3）	参酌すべき基準	



指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
受給資格等の確認（第7条）	参酌すべき基準	
要介護認定の申請に係る援助（第8条）	参酌すべき基準	
入退院（第9条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第10条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第12条）	参酌すべき基準	
保険給付の請求のための証明書の交付（第13条）	参酌すべき基準	
指定介護療養施設サービスの取扱方針（第14条第1項～第3項、第6項）	参酌すべき基準	
指定介護療養施設サービスの取扱方針（第14条第4項・第5項）	従うべき基準	
施設サービス計画の作成（第15条）	参酌すべき基準	
診療の方針（第16条）	従うべき基準	
機能訓練（第17条）	参酌すべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護（第18条）	参酌すべき基準	
食事の提供（第19条）	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供（第20条）	参酌すべき基準	
患者に関する市町村への通知（第21条）	参酌すべき基準	
管理者の管理（第22条）	従うべき基準	
管理者の責務（第23条）	参酌すべき基準	
計画担当介護支援専門員の責務（第23条の2）	参酌すべき基準	
運営規程（第24条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第25条）	参酌すべき基準	
定員の遵守（第26条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第27条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第28条）	参酌すべき基準	
協力歯科医療機関（第28条の2）	参酌すべき基準	
掲示（第29条）	参酌すべき基準	
秘密保持等（第30条）	従うべき基準	
居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第31条）	参酌すべき基準	
苦情処理（第32条）	参酌すべき基準	
地域との連携等（第33条）	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応（第34条）	従うべき基準	
会計の区分（第35条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第36条）	参酌すべき基準	

【ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準】

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この章の趣旨（第37条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第38条）	参酌すべき基準	
構造設備（第39条（第2項第1号イ（3）（床面積の規定を除く。）））	参酌すべき基準	
構造設備（第39条第2項第1号イ（3）（床面積の規定に限る。））	従うべき基準	
構造設備（第40条（第2項第1号イ（3）（床面積の規定を除く。）））	参酌すべき基準	
構造設備（第40条第2項第1号イ（3）（床面積の規定に限る。））	従うべき基準	
構造設備（第41条（第2項第1号イ（3）（床面積の規定を除く。）））	参酌すべき基準	
構造設備（第41条第2項第1号イ（3）（床面積の規定に限る。））	従うべき基準	
利用料等の受領（第42条）	参酌すべき基準	
指定介護療養施設サービスの取扱方針（第43条第1項～第5項、第8項）	参酌すべき基準	
指定介護療養施設サービスの取扱方針（第43条第6項・第7項）	従うべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護（第44条）	参酌すべき基準	
食事（第45条）	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供（第46条）	参酌すべき基準	
運営規程（第47条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第48条第1項・第4項）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第48条第2項・第3項）	従うべき基準	
定員の遵守（第49条）	参酌すべき基準	
準用（第50条） ただし同条において準用する第6条第1項、第6条の2、第16条、第22条、第30条、第34条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

※「人権擁護・虐待防止研修等」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律で既に規定されている。



## 7 骨子案（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例（仮称））

### 【総則】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
趣旨（第1条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
定義（第2条）	参酌すべき基準	
指定居宅サービスの事業の一般原則（第3条）	参酌すべき基準	

### 【訪問介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第4条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
訪問介護員等の員数（第5条）	従うべき基準	
管理者（第6条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第7条）	参酌すべき基準	
内容及び手続の説明及び同意（第8条）ただし、第1項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第9条）	従うべき基準	
サービス提供困難時の対応（第10条）	参酌すべき基準	
受給資格等の確認（第11条）	参酌すべき基準	
要介護認定の申請に係る援助（第12条）	参酌すべき基準	
心身の状況等の把握（第13条）	参酌すべき基準	
居宅介護支援事業所等との連携（第14条）	参酌すべき基準	
法定受領サービスの提供を受けるための援助（第15条）	参酌すべき基準	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（第16条）	参酌すべき基準	
居宅サービス計画等の変更の援助（第17条）	参酌すべき基準	
身分を証する書類の携行（第18条）	参酌すべき基準	
サービス提供の記録（第19条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第20条）	参酌すべき基準	
保険給付の請求のための証明書の交付（第21条）	参酌すべき基準	
指定訪問介護の基本取扱方針（第22条）	参酌すべき基準	
指定訪問介護の具体的取扱方針（第23条）	参酌すべき基準	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方	
訪問介護計画の作成（第24条）	参酌すべき基準		
同居家族に対するサービス提供の禁止（第25条）	従うべき基準		
利用者に関する市町村への通知（第26条）	参酌すべき基準		
緊急時等の対応（第27条）	参酌すべき基準		
管理者及びサービス提供責任者の責務（第28条）	参酌すべき基準		
運営規程（第29条）	参酌すべき基準		
介護等の総合的な提供（第29条の2）	参酌すべき基準		
勤務体制の確保等（第30条）	参酌すべき基準		
衛生管理等（第31条）	参酌すべき基準		
掲示（第32条）	参酌すべき基準		
秘密保持等（第33条）	従うべき基準		
広告（第34条）	参酌すべき基準		
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（第35条）	参酌すべき基準		
苦情処理（第36条）	参酌すべき基準		
地域との連携（第36条の2）	参酌すべき基準		
事故発生時の対応（第37条）	従うべき基準		
会計の区分（第38条）	参酌すべき基準		
記録の整備（第39条）	参酌すべき基準		
基準該当居宅サービスに関する基準			本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
訪問介護員等の員数（第40条）	従うべき基準		
管理者（第41条）	従うべき基準		
設備及び備品等（第42条）	参酌すべき基準		
同居家族に対するサービス提供の制限（第42条の2）	従うべき基準		
準用（第43条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準		

### 【訪問入浴介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第44条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」
従業者の員数（第45条）	従うべき基準	
管理者（第46条）	従うべき基準	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
設備及び備品等（第47条）	参酌すべき基準	を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
利用料等の受領（第48条）	参酌すべき基準	
指定訪問入浴介護の基本取扱方針（第49条）	参酌すべき基準	
指定訪問入浴介護の具体的取扱方針（第50条）ただし、第4号は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
緊急時等の対応（第51条）	参酌すべき基準	
管理者の責務（第52条）	参酌すべき基準	
運営規程（第53条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第53条の2）	参酌すべき基準	
準用（第54条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
基準該当居宅サービスに関する基準		
従業員の員数（第55条）	従うべき基準	
管理者（第56条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第57条）	参酌すべき基準	
準用（第58条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条、第37条及び第50条第4号のみ「従うべき基準」とする。	参酌すべき基準	

### 【訪問看護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第59条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
看護師等の員数（第60条）	従うべき基準	
管理者（第61条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第62条）	参酌すべき基準	
サービス提供困難時の対応（第63条）	参酌すべき基準	
居宅介護支援事業者等との連携（第64条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第66条）	参酌すべき基準	
指定訪問看護の基本取扱方針（第67条）	参酌すべき基準	
指定訪問看護の具体的取扱方針（第68条）	参酌すべき基準	
主治の医師との関係（第69条）ただし、第3項前段並びに第4項中訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く	従うべき基準	
訪問介護計画及び訪問看護報告書の作成（第70条）	参酌すべき基準	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
同居家族に対する訪問看護の禁止（第71条）	従うべき基準	
緊急時等の対応（第72条）	参酌すべき基準	
運営規程（第73条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第73条の2）	参酌すべき基準	
準用（第74条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

### 【訪問リハビリテーション】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第75条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数（第76条）	従うべき基準	
設備及び備品等の要件（第77条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第78条）	参酌すべき基準	
指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針（第79条）	参酌すべき基準	
指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（第80条）	参酌すべき基準	
訪問リハビリテーション計画の作成（第81条）	参酌すべき基準	
運営規程（第82条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第82条の2）	参酌すべき基準	
準用（第83条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

### 【居宅療養管理指導】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第84条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基
従業者の員数（第85条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第86条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第87条）	参酌すべき基準	
指定居宅療養管理指導の基本取扱方針（第88条）	参酌すべき基準	
指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針（第89条）	参酌すべき基準	
運営規程（第90条）	参酌すべき基準	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
記録の整備（第90条の2）	参酌すべき基準	準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
準用（第91条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

### 【通所介護】

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第92条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数（第93条）	従うべき基準	
管理者（第94条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第95条） 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 食堂及び機能訓練室 イ <u>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u> ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 省略 4 省略	参酌すべき基準	効果的な機能訓練を行うスペースを確保するため、省令と異なる基準を定めます。 (案) 設備及び備品等(第95条) 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。



3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
		<p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ <u>食堂は、必要な広さを有するものとする。</u></p> <p>ロ <u>機能訓練室は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p>ハ イ、ロにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>
利用料等の受領（第96条）	参酌すべき基準	<p>本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。</p>
指定通所介護の基本取扱方針（第97条）	参酌すべき基準	
指定通所介護の具体的取扱方針（第98条）	参酌すべき基準	
通所介護計画の作成（第99条）	参酌すべき基準	
運営規程（第100条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第101条）	参酌すべき基準	
定員の遵守（第102条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第103条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第104条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第104条の2）	参酌すべき基準	

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
準用（第105条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
基準該当居宅サービスに関する基準		本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業員の員数（第106条）	従うべき基準	
管理者（第107条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第108条）	参酌すべき基準	
準用（第109条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	従うべき基準	

### 【療養通所介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
趣旨（第105条の2）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第105条の3）	参酌すべき基準	
従業者の員数（第105条の4）	従うべき基準	
管理者（第105条の5）	従うべき基準	
利用定員（第105条の6）	標準とする基準	
設備及び備品等（第105条の7）ただし、第1項[専用の居室に限る]・第2項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
内容及び手続きの説明および同意（第105条の8）ただし、第1項のみ「従うべき基準」	参酌すべき基準	
心身の状況等の把握（第105条の9）	参酌すべき基準	
居宅介護支援事業者等との連携（第105条の10）	参酌すべき基準	
指定療養通所介護の具体的取扱方針（第105条の11）	参酌すべき基準	
療養通所介護計画の作成（第105条の12）	参酌すべき基準	
緊急時等の対応（第105条の13）	参酌すべき基準	
管理者の責務（第105条の14）	参酌すべき基準	
運営規程（第105条の15）	参酌すべき基準	
緊急時対応医療機関（第105条の16）	参酌すべき基準	
安全・サービス提供管理委員会の設置（第105条の17）	参酌すべき基準	
記録の整備（第105条の18）	参酌すべき基準	
準用（第105条の19）ただし、同条において準用	参酌すべき基準	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
する第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」		

### 【通所リハビリテーション】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第110条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数（第111条）	従うべき基準	
設備に関する基準（第112条）ただし、第1項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定通所リハビリテーションの基本取扱方針（第113条）	参酌すべき基準	
指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針（第114条）	参酌すべき基準	
通所リハビリテーション計画の作成（第115条）	参酌すべき基準	
管理者の責務（第116条）	参酌すべき基準	
運営規程（第117条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第118条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第118条の2）	参酌すべき基準	
準用（第119条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	従うべき基準	

### 【短期入所生活介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第120条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数（第121条）	従うべき基準	
管理者（第122条）	従うべき基準	
利用定員等（第123条）	標準とする基準	
設備及び備品等（第124条）ただし、同条第3項第1号、第6項口は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
内容及び手続の説明及び同意（第125条）ただし同条第1項のみ「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定短期入所生活介護の開始及び終了（第126条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第127条）	参酌すべき基準	
指定短期入所生活介護の取扱方針（第128条）ただ	参酌すべき基準	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
し、第4～5項は「従うべき基準」		
短期入所生活介護計画の作成（第129条）	参酌すべき基準	
介護（第130条）ただし、第6～7項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
食事（第131条）	参酌すべき基準	
機能訓練（第132条）	参酌すべき基準	
健康管理（第133条）	参酌すべき基準	
相談及び援助（第134条）	参酌すべき基準	
その他サービスの提供（第135条）	参酌すべき基準	
緊急時等の対応（第136条）	参酌すべき基準	
運営規程（第137条）	参酌すべき基準	
定員の遵守（第138条）	参酌すべき基準	
地域等との連携（第139条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第139条の2）	参酌すべき基準	
準用（第140条）ただし、同条において準用する第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

【ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この章の趣旨（第140条の2）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第140条の3）	参酌すべき基準	
設備及び備品（第140条の4）ただし、第6項第1号イ(3) 床面積の規定に限り「従うべき基準」	参酌すべき基準	
準用（第140条の5）ただし、準用する第123条は「標準とする基準」	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第140条の6）	参酌すべき基準	
指定短期入所生活介護の取扱方針（第140条の7）ただし、第6～7項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
介護（第140条の8）ただし、第7～8項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
食事（第140条の9）	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供（第140条の10）	参酌すべき基準	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
運営規程（第140条の11）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第140条の11の2）ただし、第2～3項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
定員の遵守（第140条の12）	参酌すべき基準	
準用（第140条の13）ただし、同条において準用する第125条第1項及び第140条において準用する第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

### 【短期入所療養介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第141条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業員の員数（第142条）	従うべき基準	
設備に関する基準（第143条）ただし、第1項第1～4号イまで「従うべき基準」	参酌すべき基準	
対象者（第144条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第145条）	参酌すべき基準	
指定短期入所療養介護の取扱方針（第146条）ただし、第4～5項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
短期入所療養介護計画の作成（第147条）	参酌すべき基準	
診療の方針（第148条）	従うべき基準	
機能訓練（第149条）	参酌すべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護（第150条）ただし、第6項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
食事の提供（第151条）	参酌すべき基準	
その他サービスの提供（第152条）	参酌すべき基準	
運営規程（第153条）	参酌すべき基準	
定員の遵守（第154条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第154条の2）	参酌すべき基準	
準用（第155条）ただし、同条において準用する第9条、第33条、第37条及び第125条第1項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

【ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この節の趣旨（第 155 条の 2）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第 155 条の 3）	参酌すべき基準	
設備に関する基準（第 155 条の 4）ただし第 1 項第 1～4 号まで「従うべき基準」	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第 155 条の 5）	参酌すべき基準	
指定短期入所療養介護の取扱方針（第 155 条の 6）ただし、第 6～7 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護（第 155 条の 7）ただし、第 7 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
食事（第 155 条の 8）	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供（第 155 条の 9）	参酌すべき基準	
運営規程（第 155 条の 10）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第 155 条の 10 の 2）ただし、第 2～3 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
定員の遵守（第 155 条の 11）	参酌すべき基準	
準用（第 155 条の 12）ただし、同条において準用する第 155 条において準用する第 9 条、第 33 条及び第 37 条並びに第 125 条第 1 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

【特定施設入居者生活介護】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第 174 条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数（第 175 条）	従うべき基準	
管理者（第 176 条）	従うべき基準	
設備に関する基準（第 177 条）	参酌すべき基準	
内容及び手続の説明及び契約の締結等（第 178 条）ただし、第 1～3 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等（第 179 条）ただし、第 1～2 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意（第 180 条）	参酌すべき基準	
サービス提供の記録（第 181 条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第 182 条）	参酌すべき基準	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
指定特定施設入居者生活介護の取扱方針（第 183 条）ただし、第 4～5 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
特定施設サービス計画の作成（第 184 条）	参酌すべき基準	
介護（第 185 条）	参酌すべき基準	
健康管理（第 186 条）	参酌すべき基準	
相談及び援助（第 187 条）	参酌すべき基準	
利用者の家族との連携（第 188 条）	参酌すべき基準	
運営規程（第 189 条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第 190 条）	参酌すべき基準	
協力医療機関等（第 191 条）	参酌すべき基準	
地域との連携等（第 191 条の 2）	参酌すべき基準	
記録の整備（第 191 条の 3）	参酌すべき基準	
準用（第 192 条）ただし同条で準用する第 9 条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

**【外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準】**

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この節の趣旨（第 192 条の 2）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第 192 条の 3）	参酌すべき基準	
従業者の員数（第 192 条の 4）	従うべき基準	
管理者（第 192 条の 5）	従うべき基準	
設備に関する基準（第 192 条の 6）	参酌すべき基準	
内容及び手続の説明及び契約の締結等（第 192 条の 7）ただし、第 1～3 項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
受託居宅サービスの提供（第 192 条の 8）	参酌すべき基準	
運営規程（第 192 条の 9）	参酌すべき基準	
受託居宅サービス事業者への委託（第 192 条の 10）	参酌すべき基準	
記録の整備（第 192 条の 11）	参酌すべき基準	
準用（第 192 条の 12）	参酌すべき基準	

### 【福祉用具貸与】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第193条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
福祉用具専門相談員の員数（第194条）	従うべき基準	
管理者（第195条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第196条）	参酌すべき基準	
利用料等の受領（第197条）	参酌すべき基準	
指定福祉用具貸与の基本取扱方針（第198条）	参酌すべき基準	
指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（第199条）	参酌すべき基準	
福祉用具貸与計画の作成（第199条の2）	参酌すべき基準	
運営規程（第200条）	参酌すべき基準	
適切な研修の機会の確保（第201条）	参酌すべき基準	
福祉用具の取扱種目（第202条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第203条）	参酌すべき基準	
掲示及び目録の備え付け（第204条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第204条の2）	参酌すべき基準	
準用（第205条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条、第37条及び第195条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
基準該当居宅サービスに関する基準		
福祉用具専門相談員の員数（第205条の2）	従うべき基準	
準用（第206条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

### 【特定福祉用具販売】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第207条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
福祉用具専門相談員の員数（第208条）	従うべき基準	
管理者（第209条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第210条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第211条）	参酌すべき基準	
販売費用の額等の受領（第212条）	参酌すべき基準	
保険給付の申請に必要な書類等の交付（第213条）	参酌すべき基準	
指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針（第214条）	参酌すべき基準	



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
条)		
特定福祉用具販売計画の作成（第214条の2）	参酌すべき基準	
記録の整備（第215条）	参酌すべき基準	
準用（第216条）ただし、同条において準用する第8条第1項、第9条、第33条及び第37条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

【改正介護保険法により条例委任を受けて追加する事項】

改正前介護保険法	改正後介護保険法	本県の考え方
<p>指定居宅サービス事業者の法人格の有無</p> <p>都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、（中略）のいずれかに該当するときは第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が法人でないとき。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、（中略）のいずれかに該当するときは第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が<u>都道府県の条例で定める者</u>でないとき。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>本県の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、改正前の介護保険法で規定されていた基準を本県の基準としたい。</p> <p>（案）</p> <p><u>指定居宅サービス事業者は、法人でなければならない。</u></p>

※「人権擁護・虐待防止研修等」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律で既に規定されている。

8 骨子案（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（仮称））

【総則】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
趣旨（第1条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
定義（第2条）	参酌すべき基準	
指定介護予防サービスの事業の一般原則（第3条）	参酌すべき基準	

【介護予防訪問介護】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第4条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
訪問介護員等の員数（第5条）	従うべき基準	
管理者（第6条）	従うべき基準	
設備に関する基準（第7条）	参酌すべき基準	
内容及び手続の説明及び同意（第8条）ただし、第1項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第9条）	従うべき基準	
サービス提供困難時の対応（第10条）	参酌すべき基準	
受給資格等の確認（第11条）	参酌すべき基準	
要支援認定の申請に係る援助（第12条）	参酌すべき基準	
心身の状況等の把握（第13条）	参酌すべき基準	
介護予防支援事業者等との連携（第14条）	参酌すべき基準	
介護予防サービス費の支給を受けるための援助（第15条）	参酌すべき基準	
介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供（第16条）	参酌すべき基準	
介護予防サービス計画等の変更の援助（第17条）	参酌すべき基準	
身分を証する書類の携行（第18条）	参酌すべき基準	

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
サービスの提供の記録(第19条)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第20条)	参酌すべき基準	
保険給付の請求のための証明書の交付(第21条)	参酌すべき基準	
同居家族に対するサービス提供の禁止(第22条)	従うべき基準	
利用者に関する市町村への通知(第23条)	参酌すべき基準	
緊急時等の対応(第24条)	参酌すべき基準	
管理者及びサービス提供責任者の責務(第25条)	参酌すべき基準	
運営規程(第26条)	参酌すべき基準	
介護等の総合的な提供(第27条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第28条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第29条)	参酌すべき基準	
掲示(第30条)	参酌すべき基準	
秘密保持等(第31条)	従うべき基準	
広告(第32条)	参酌すべき基準	
介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止(第33条)	参酌すべき基準	
苦情処理(第34条)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応(第35条)	従うべき基準	
会計の区分(第36条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第37条)	参酌すべき基準	
指定介護予防訪問介護の基本取扱方針(第38条)	参酌すべき基準	
指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針(第39条)	参酌すべき基準	
指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点(第40条)	参酌すべき基準	
基準該当介護予防サービスに関する基準		本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
訪問介護員等の員数(第41条)	従うべき基準	
管理者(第42条)	従うべき基準	
設備及び備品等(第43条)	参酌すべき基準	
同居家族に対するサービス提供の制限(第44条)	従うべき基準	
準用(第45条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

### 【介護予防訪問入浴介護】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第46条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業員の員数(第47条)	従うべき基準	
管理者(第48条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第49条)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第50条)	参酌すべき基準	
緊急時等の対応(第51条)	参酌すべき基準	
管理者の責務(第52条)	参酌すべき基準	
運営規程(第53条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第54条)	参酌すべき基準	
準用(第55条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	従うべき基準	
指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針(第56条)	参酌すべき基準	
指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針(第57条)ただし、第4号は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
基準該当介護予防サービスに関する基準		本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第58条)	従うべき基準	
管理者(第59条)	従うべき基準	
設備及び備品等(第60条)	参酌すべき基準	
準用(第61条)ただし同条において準用する第8条第1項、第9条、第31条、第35条及び第57条第4号は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

### 【介護予防訪問看護】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第62条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規
看護師等の員数(第63条)	従うべき基準	
管理者(第64条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第65条)	参酌すべき基準	

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
サービス提供困難時の対応(第66条)	参酌すべき基準	定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
介護予防支援事業者等との連携(第67条)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第69条)	参酌すべき基準	
同居家族に対するサービス提供の禁止(第70条)	従うべき基準	
緊急時等の対応(第71条)	参酌すべき基準	
運営規程(第72条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第73条)	参酌すべき基準	
準用(第74条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定介護予防訪問看護の基本取扱方針(第75条)	参酌すべき基準	
指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針(第76条)	参酌すべき基準	
主治の医師との関係(第77条)ただし、第1~3項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

#### 【介護予防訪問リハビリテーション】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第78条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
人員に関する基準(第79条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第80条)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第81条)	参酌すべき基準	
運営規程(第82条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第83条)	参酌すべき基準	
準用(第84条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	従うべき基準	
指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針(第85条)	参酌すべき基準	
指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針(第86条)	参酌すべき基準	

【介護予防居宅療養管理指導】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第87条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
人員に関する基準(第88条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第89条)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第90条)	参酌すべき基準	
運営規程(第91条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第92条)	参酌すべき基準	
準用(第93条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	従うべき基準	
指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針(第94条)	参酌すべき基準	
指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針(第95条)	参酌すべき基準	

【介護予防通所介護】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第96条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第97条)	従うべき基準	
管理者(第98条)	従うべき基準	

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
<p>設備に関する基準(第99条)</p> <p>指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ <u>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>効果的な機能訓練を行うスペースを確保するため、省令と異なる基準を定めます。</p> <p>(案)</p> <p>指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ <u>食堂は、必要な広さを有するものとする。</u></p> <p>ロ <u>機能訓練室は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p>ハ イ、ロにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保で</p>

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
		<p>き、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>
利用料等の受領 (第 100 条)	参酌すべき基準	<p>本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。</p>
運営規程 (第 101 条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等 (第 102 条)	参酌すべき基準	
定員の遵守 (第 103 条)	参酌すべき基準	
非常災害対策 (第 104 条)	参酌すべき基準	
衛生管理等 (第 105 条)	参酌すべき基準	
記録の整備 (第 106 条)	参酌すべき基準	
準用 (第 107 条) ただし、同条にて準用する第 8 条第 1 項、第 9 条、第 31 条及び第 35 条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定介護予防通所介護の基本取扱方針 (第 108 条)	参酌すべき基準	
指定介護予防通所介護の具体的取扱方針 (第 109 条)	参酌すべき基準	
指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点 (第 110 条)	参酌すべき基準	
安全管理体制等の確保 (第 111 条)	参酌すべき基準	
基準該当介護予防サービスに関する基準		<p>本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はない</p>
従業者の員数 (第 112 条)	従うべき基準	
管理者 (第 113 条)	従うべき基準	
設備及び備品等 (第 114 条)	参酌すべき基準	



指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
準用(第115条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	ことから本県の基準としたい。

### 【介護予防通所リハビリテーション】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針(第116条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
人員に関する基準(第117条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第118条)ただし、第1項のみ「従うべき基準」	参酌すべき基準	
管理者等の責務(第119条)	参酌すべき基準	
運営規程(第120条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第121条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第122条)	参酌すべき基準	
準用(第123条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	従うべき基準	
指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針(第124条)	参酌すべき基準	
指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針(第125条)	参酌すべき基準	
指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点(第126条)	参酌すべき基準	
安全管理体制等の確保(第127条)	従うべき基準	

【介護予防短期入所生活介護】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第128条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第129条)	従うべき基準	
管理者(第130条)	従うべき基準	
利用定員等(第131条)	標準とする基準	
設備及び備品等(第132条)ただし、第3項第1号・第6項第1号口は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
内容及び手続の説明及び同意(第133条)ただし、第1項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了(第134条)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第135条)	参酌すべき基準	
身体的拘束等の禁止(第136条)	従うべき基準	
緊急時等の対応(第137条)	参酌すべき基準	
運営規程(第138条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第139条)	参酌すべき基準	
地域等との連携(第140条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第141条)	参酌すべき基準	
準用(第142条)ただし、同条にて準用する第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	従うべき基準	
指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針(第143条)	参酌すべき基準	
指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針(第144条)	参酌すべき基準	
介護(第145条)ただし、第6～7項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
介護(第145条第6～7項)	従うべき基準	
食事(第146条)	参酌すべき基準	
機能訓練(第147条)	参酌すべき基準	
健康管理(第148条)	参酌すべき基準	
相談及び援助(第149条)	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供(第150条)	参酌すべき基準	

【ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
この節の趣旨(第151条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針(第152条)	参酌すべき基準	
設備及び備品等(第153条)ただし、第6項第1号イ(3)床面積の規定に限り「従うべき基準」	参酌すべき基準	
準用(第154条)ただし、準用する第131条は「標準とする基準」	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第155条)	参酌すべき基準	
運営規程(第156条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第157条第1項、第4項)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第157条第2、3項)	従うべき基準	
定員の遵守(第158条)	参酌すべき基準	
準用(第159条)ただし、同条にて準用する第142条において準用する第9条、第31条、第35条、第133条及び第136条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項(第160条)	参酌すべき基準	
介護(第161条)ただし、第7~8項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
食事(第162条)	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供(第163条)	参酌すべき基準	
準用(第164条)	参酌すべき基準	

【介護予防短期入所療養介護】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第186条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はない
人員に関する基準(第187条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第188条)ただし、第1項第1号・第2~4号イのみ「従うべき基準」	参酌すべき基準	

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
対象者(第189条)	参酌すべき基準	ことから本県の基準としたい。
利用料等の受領(第190条)	参酌すべき基準	
身体的拘束等の禁止(第191条)	従うべき基準	
運営規程(第192条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第193条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第194条)	参酌すべき基準	
準用(第195条)ただし、同条にて準用する第9条、第31条、第35条及び第133条第1項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針(第196条)	参酌すべき基準	
指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針(第197条)	参酌すべき基準	
診療の方針(第198条)	従うべき基準	
機能訓練(第199条)	参酌すべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護(第200条)ただし、第6項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
食事の提供(第201条)	参酌すべき基準	
その他サービスの提供(第202条)	参酌すべき基準	

【ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
この節の趣旨(第203条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針(第204条)	参酌すべき基準	
設備に関する基準(第205条)ただし、第1項第1～4号まで「従うべき基準」	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第206条)	参酌すべき基準	
運営規程(第207条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第208条第1項、第4項)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第208条第2～3項)	従うべき基準	

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
定員の遵守(第209条)	参酌すべき基準	
準用(第210条)ただし、同条にて準用する第191条、並びに第195条において準用する第9条、第31条、第35条及び第133条第1項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項(第211条)	参酌すべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護(第212条)ただし、第7項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
食事(第213条)	参酌すべき基準	
その他のサービスの提供(第214条)	参酌すべき基準	
準用(第215条)	参酌すべき基準	

#### 【介護予防特定施設入居者生活介護】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第230条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業員の員数(第231条)	従うべき基準	
管理者(第232条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第233条)	参酌すべき基準	
内容及び手続の説明及び契約の締結等(第234条)ただし、第1～3項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等(第235条)ただし、第1～2項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
法定代理受領を受けるための利用者の同意(第236条)	参酌すべき基準	
サービス提供の記録(第237条)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第238条)	参酌すべき基準	
身体拘束等の禁止(第239条)	従うべき基準	
運営規程(第240条)	参酌すべき基準	

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
勤務体制の確保等(第241条)	参酌すべき基準	
協力医療機関(第242条)	参酌すべき基準	
地域との連携等(第243条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第244条)	参酌すべき基準	
準用(第245条)	参酌すべき基準	
指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針(第246条)	参酌すべき基準	
指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針(第247条)	参酌すべき基準	
介護(第248条)	参酌すべき基準	
健康管理(第249条)	参酌すべき基準	
相談及び援助(第250条)	参酌すべき基準	
利用者の家族との連携(第251条)	参酌すべき基準	
準用(第252条)	参酌すべき基準	

【外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
趣旨(第253条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針(第254条)	参酌すべき基準	
従業員の員数(第255条)	従うべき基準	
管理者(第256条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第257条)	参酌すべき基準	
内容及び手続の説明及び契約の締結等(第258条) ただし、第1～3項は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
運営規程(第259条)	参酌すべき基準	
受託介護予防サービス事業者への委託(第260条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第261条)	参酌すべき基準	
準用(第262条)	参酌すべき基準	
受託居宅サービスの提供(第263条)	参酌すべき基準	
準用(第264条)	参酌すべき基準	